令和７年度活動報告（成果と課題）　【第１号議案】

評価【◎達成できた　○概ね達成できた　▲努力を要する】

１　徳管協の組織強化（組織率 100％と会員意識の高揚を目指して）※４８７名　組織率 99.8％

⑴ 支部活動の活性化と会員意識の高揚

○　各支部（全１３支部）が単位ごとに管理職としての資質の向上を図るため研修会を実施した。そのうち7支部については、本部事務局長が研修会や総会に出向き、情勢報告と徳管協・全管協の活動内容や取組について直接周知したり、説明したりした。

準会員は５名（附属小中の校長２名と教頭２名、附属支援学校の校長１名）

⑵ 「徳管協情報・速報」を発行し、活動状況を内外に発信

◎　県教委・県人事委員会要望、国の動向や国会議員との意見交換等、精力的に広報活動の展開を行った。また、各支部（年度途中より直接会員・準会員）に『情報』を発信し、適切な情報提供に努めた。発行回数は２０回（速報９回を含む）。

⑶ 研修会の充実

◎　支部単位の研修会、徳管協定期大会時の管理職員研修会、校長任用に向けた教頭研修会、退職金や年金、退職後の福利厚生、現役中及び退職後のライフプランと資産形成等、管理職員の資質の向上やウェルビーイングとなる人生設計等についての研修会を実施した。

- ５月３１日（土）管理職員研修会（第５３回管理職員研修会）
- ６月　７日（土）オンライン徳管協ライフプランセミナー（阿波銀行講師による資産形成セミナー）
- ７月　５日（土）教頭研修会（講師：脇町小校長　大塚　一志　先生）
- ７月２９日（火）夏季研修会「ライフプランセミナー研修会」　県教委福利厚生課　２名
 阿波銀行　２名

⑷ 関係機関との連携

◎　県小中学校校長会・教頭会、県内教組、県事務室長会との連携・協力に努めた。また、例年通り徳教団、公立教組と共同で「人材確保法」堅持と「義務教育費全額国庫負担」「定数改善」を求める署名活動を展開し、署名に基づき県議長への要望活動を行った。署名数５，２５３筆（徳管協１，６００筆）

⑸ 顧問弁護士制度

◎　顧問弁護士制度は、令和２年３月１日から新顧問弁護士として、川城・西村法律事務所の川城政人弁護士が就任し、学校運営・学校経営等における諸問題に対応している。相談は無料。私的な相談も可（但し私的な相談は初回のみ無料）。顧問弁護士制度は年々会員・準会員に広く活用意識が浸透され、相談者や相談件数は多い。令和７年度は３１件電話・直接面談相談があった。

⑹ 徳管協会員のための「公務員賠償責任保険」

○　教育管理職の職責の増大に伴い、平成 21 年度から導入してきた「公務員賠償責任保険」の契約数は、令和７年度は１６７名（前年度より＋１３）であった。保険加入前、退職後、派遣先も対応可で、管理職を早期退職、役職定年後退任もしくは退職、特任管理職終了後退任もしくは退職をして保険脱退後も５年間補償が継続し、幼稚園（園長兼務校）や共同調理場での訴訟にも対応等している。

⑺ 福利厚生事業

◎　会員相互の親睦を図るため令和５年度から３期連続して観劇ツアーを実施した。

◎　「新慶弔・救援規程」（令和４年４月改正）により、顧問弁護士相談支援金を１２件分（１２万円）支給した。

※支給件数　①弔電４件　　②香料１８件　　③入院見舞金２件　　④災害見舞金０件

２　学校管理職員の身分保障・処遇改善と教育諸条件の改善

⑴ 月例給・ボーナスともに引上げ及び教職調整額の改善に合わせ管理職の本給改善

○　令和７年１０月１７日、県人事委員会勧告により、ボーナスは０．０５月分引上げ（４．６０月分→４．６５月分）、月例給は公民較差（２．９５％）解消のため、全世代において給料表水準引上げで、ともに４年

連続で引上げとなった。
　そして、教員の給与について教職調整額の引上げを踏まえ、副校長及び教頭の給料表の給料月額等に加算する額を段階的に引上げるとともに、校長について同様の加算措置を講ずることが決まった。しかし、管理職手当の増率については至らなかった。

⑵ 雇用と年金の接続

○　雇用と年金の接続が断たれて１２年目となり、令和５年度より定年が段階的に引上げられるが、退職者にとって無年金期間は重要な懸案・課題事項であり、退職後の雇用拡大と雇用条件・処遇改善の必要性は大きな課題である。このことを踏まえ、令和８年１月１３日の勤務条件に関する県教委要望において次の３点を要望した。

①役職定年制・定年延長制を踏まえて、令和７年度末役職定年となる管理職員に対して本人の希望を尊重した役職定年後の働き方とするとともに、教育管理職の経験を活かせる職種拡大の整備を進めること。

②令和８年度以降における役職定年制の特例として認められる特定管理監督職群の職である特例任用管理職（校長・副校長・教頭）のより具体的な内容の情報提供と積極的な運用を図ること。

③令和６年度末役職定年し、定年延長で降任・転任し令和８年度末で定年退職となる主幹教諭・教諭の前管理職員への面接や意思確認は、本人の希望を十分に尊重し、進めること。

　県教委からは「役職定年後の働き方については、情報提供を丁寧に行うとともに教育管理職がこれまでに培ってきた知識や経験を活かして、モチベーションの維持・向上ができるような多様な働き方について研究する。」「特定管理監督職群については、情報提供に努める。」「定年退職者にについては、本人の希望等を十分に伺うとともに、教育管理職がこれまでに培ってきた知識や経験を活かして、モチベーションの維持・向上ができるような多様な働き方について研究する」という回答を得た。

　その中で特例任用管理職については令和７年度に引き続き令和８年度も実施となり、２８名（特任校長２６名・特任教頭２名）が任用となった。徳管協の要望が実現されるかたちとなり２年連続して実施され、大きな成果といえる。

○　令和７年７月～８月末にかけて本年度末役職定年予定の会員（校長５３名、教頭６名、計５９名）を対象としたアンケートでは５０名の回答があり、そのうち「６３歳の定年退職まで働きたい」という希望者が約４８％、「６０歳の定年前退職」希望者が約４８％という結果であった。その結果傾向を踏まえて、県教委と各市町村教委教育長に対して、一人一人の希望を尊重した教育管理職の経験と職歴を活かした退職後の雇用拡大と雇用条件・処遇改善についての働きかけを強く要望し、理解と協力を得ることができた。

⑶ 教頭（副校長）の全校配置と大規模校等への複数配置

▲　教頭（副校長）の未配置校は、令和７年度は県下で６校であった。未配置校のうち２校は併設されている中学校（分校１）の教頭が在籍している。他の４校は１～３学級の小規模である。

　新たな教頭の複数配置解消（２名→１名）はなかった。

　令和７年度勤務条件に関する県教委要望では、「小規模校及び大規模校の複数教頭の内１名の枠外配置」を求めたが、県教委からは「教頭の枠外配置は困難」という回答であった。

※未配置校　　２校(R１) → ２校(R2) → ４校(R3) → ５校(R4) → ７校(R5) → ５校(R6) →６校(R7)

※複数配置校 49 校(R1)→ 49 校(R2)→ 46 校(R3)→ 31 校(R4)→ 30 校(R5)→ 30 校(R6)→ 30 校(R7)

⑷ 個別の教育課題に対応した教職員定数改善の拡充等

○　平成 17 年度より県独自の「いきいき学校生活支援プラン」により、小 1・小 2 の少人数学級が実現。

　平成 20 年度からは中 1 の少人数学級も実現。また、平成 23 年度以降、国による小 1 の 35 人学級、小２の 36 人以上学級の解消によって、平成 27 年度は、中３までの全ての学年で少人数学級を実現。

○ 令和７年度も「小学校における『英語』の実施に伴う専科教員の増員」を要求したが、英語専科教員は昨年度より１名減の１７名の配置であった。

⑸ 管理職員特別勤務手当の適用範囲の拡大・請求手続きの簡素化

▲ 平成 27 年４月１日より、平日の深夜勤務にも支給対象が拡大され、令和２年７月１日より、新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、県又は市町村教育委員会主催の臨時校長会や各学校で職員会議を開催した場合も該当するようになった。令和７年度定期大会に基づく県教委要望において、適用範囲の拡大を要望した。（※令和７年度請求件数、承認件数は現在調査中）請求漏れのないように、機関紙『情報』や支部研修会を通して常に働きかけてきたが、今後もさらに周知していきたい。

※承認件数/請求件数　令和元：19 件/22 件(86 %)→令和２：76 件/76 件(100 %)→令和３：18 件/20 件(90 %)→

令和４：１件/２件(50％)→令和５：３件/３件(100％)→令和６：２件/５件(40％)→令和７：０件/０件(０％)

⑹ 義務教育費国庫負担制度の堅持

○　令和７年度も、徳教団、公立教組と署名活動を展開。１０月２２日、県議会議長に５，２５３筆の署名簿を持参し、人材確保法の尊重と義務教育費国庫負担金の全額国庫負担、教職員定数改善について要望を行った。徳管協は１，６００筆の署名を集め、徳管協の団体組織の力を示すことができた。

⑺ 小学校長の幼稚園長兼務の解消率６８％

○　令和７年度支部別の園長兼務は５支部（徳・東、鳴門、美馬、三好、板野）で、各支部別の兼務解消率は、徳・東６４％、鳴門５７％、美馬２５％、三好０％、板野７５％。県全体の兼務解消率は６８％となり、目標の７０％には僅かに届かなかった。

今後においても認定こども園に移行するため、校長の園長兼務数は少なくなっていくと予想されるが、１００％の解消率を目指して地道に要望活動を進めていく。

⑻ 学校における働き方改革における要望

現在、学校現場における長時間勤務問題については、マスコミをはじめとする世論も大きな関心が寄せられ、国も「働き方改革」を掲げ、諸施策を行っているが、改善の遅滞は大きく変わらない状況である。

▲　徳管協は、学校における働き方改革推進のための実行性のある施策を図ることとして、次の８点について要望した。

①　臨時的任用教職員の確保できる具体的な方策
②　重責と激務を担う校長が心身の健康を維持し、校長の校務を遂行できるための支援
③　激務にさらされている副校長・教頭の職務多忙化の減少を図るための支援
④　運動部と文化部の部活動指導員の増員
⑤　支援スタッフ（教員業務支援員、学習指導員）の確保と配置拡充
⑥　副校長・教頭マネジメント支援員の配置拡充及び積極的な運用
⑦　給食費の会計化
⑧　１年単位の変形労働時間制の導入の弾力的な運用

○　新任教頭配置校には、非常勤講師を加配する取組を進めているとした。
○　運動部活動指導員は９０名配置（＋１１名）、文化部部活動指導員は８名（＋５名）配置である。
○　教員業務支援員について１３０名配置（＋２５名）で、学習指導員については配置拡充を進め、引き続き予算確保に努めるとした。
▲　新たに「副校長・教頭マネジメント支援員」を配置し、今後も予算の確保に努めるとともに市町村教育委員会に対し、活用を促すとした。

教員はもとより、管理職員の業務内容見直しや長時間勤務の削減等に向けて、今後も学校現場の実情を踏まえた方策を強く要望していく。

⑼ 全管協としての要望・要請活動～教職調整額改正に伴う管理職員の給与面の処遇改善

○　令和７年４月２１日　「文部科学省」「人事院」「自民党」教育施策に関わる要望と意見交換
○　令和７年７月　７日　「文部科学省」「財務省」「総務省」教育予算に関する要望と意見交換
○　令和７年９月　８日　「文部科学省」「自民党」「立憲民主党「公明党」概算要求に関する要望と意見交換
○　令和８年１月１９日　「文部科学省」「日本維新の会」令和８年度文教予算に関わる要望と意見交換

全管協としての要望・要請活動は、学校における働き方改革、指導・運営体制、処遇の一体的改善を進め、教職の魅力再生を図る施策等に関する内容である。具体的には教職調整額改正に伴う管理職員の給与面の処遇改善、学校における働き方改革の遅滞の要因となっている学校現場の教員不足の解消、「行政による問題解決の支援体制構築」による指導・運営体制の強化等について要望を行った。

給特法が改正され、段階的に教職調整額増額（４％→１０％）にあわせ、管理職員の本給改善も段階的に改善されるが、学校における働き方改革や学校の指導・運営体制の充実、教員の処遇改善とりわけ管理職手当等の改善については、引き続き注視するとともに全管協を通して要望・要請活動を強力に進めていく。